

【新型コロナウイルス感染症】日本入国時の対応について（9月7日改訂）

※新型コロナウイルス感染症対策に伴う日本入国時の対応（水際対策）について、9月7日の改訂に伴い、以下のとおりとなりました。

1 日本入国には、従来、出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出が全員必要でしたが、9月7日から、有効なワクチン接種証明書があれば不要となりました。

2 他方、滞在していた国・地域の区分による検疫措置は継続されます。三段階「青」「黄」「赤」の区分で入国時の検疫措置が異なります。ウクライナは現在、「黄」に区分されており、日本到着2週間以内にウクライナに滞在した方は、有効な接種証明書があれば、出国前検査、空港検疫での検査、自宅待機は不要です。有効なワクチン接種証明書が無い場合は、出発前検査（PCR検査など）による陰性証明に加えて、日本到着時に空港検疫で検査を受け、5日間（待機3日目に検査を受検し陰性を確認した場合は3日間で待機解除）の自宅等での待機が求められます。いずれの場合も、下記入国者健康管理センターのサイトから事前登録して下さい。

（参考）

○【厚生労働省・入国者健康確認センター】日本へ入国・帰国する皆様へ
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

3 ワクチン接種証明書が有効と認められる条件は次のとおりです。

（条件）

- (1) 各国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書であること
- (2) 氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が（日本語又は英語で）記載されていること
- (3) 1回目及び2回目に接種したワクチンのワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること

コミナティ（Comirnaty）筋注／ファイザー（Pfizer）

バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）

スパイクバックス（Spikevax）筋注／モデルナ（Moderna）

ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）

COVAXIN／バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）

ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注／ノババックス（Novavax）

ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）の場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなします。以下同じ。

- (4) 3回目に接種したワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること

コミナティ (Comirnaty) 筋注／ファイザー (Pfizer)
スパイクバックス (Spikevax) 筋注／モデルナ (Moderna)
ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注／ノババックス (Novavax)
バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)
ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注／ヤンセン (Janssen)
COVAXIN／バーラト・バイオテック (Bharat Biotech) (令和4年7月31日から適用)
(参考)

○【水際対策】日本政府が定めたワクチン：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

4 日本の外務省は8月24日、新型コロナウイルスに関するウクライナの「感染症危険情報」を、「レベル2 (不要不急の渡航は止めてください)」から「レベル1 (十分注意してください)」に引き下げました。感染リスクがゼロになった訳ではありませんので、感染予防を継続してください。

以上です。